

○可茂衛生施設利用組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 26 日
可茂衛生施設利用組合規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、可茂衛生施設利用組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年可茂衛生施設利用組合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに 1 月 2 日から同月 3 日まで及び12月29日から同月31日までの日は、縦覧に供しないものとする。

2 縦覧の時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

(縦覧の手続)

第 4 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入して管理者に提出しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合は、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(住民の意見書の記載事項)

第 6 条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別記

様式（第4条関係）

縦 覧 申 込 書

年 月 日

可茂衛生施設利用組合 管理者 様

可茂衛生施設利用組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第4条の規定により、報告書等の縦覧を申し込みます。

申 込 者	住 所	
	氏 名 (名称及び代表者)	
	電 話 番 号	
縦覧に係る施設の名称		
縦 覧 の 期 間	年 月 日 () 時 ~	
縦 覧 の 場 所	時	

備考 申込者は、縦覧するときは次の事項を遵守してください。

- 1 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないでください。
- 2 報告書等を汚損、又は損傷しないでください。
- 3 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないでください。
- 4 係員の指示があった場合は、その指示に従ってください。